

**障がい福祉課に  
手話通訳者を  
配置しています**

火曜日 午前9時～正午  
木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
※上記以外の曜日のご利用につき  
ましては、お問い合わせください。

問合先 障がい福祉課  
☎485・5980 FAX444・1074

✉shogai@city.ama.lg.jp



**子育て応援！**  
ファミリー・サポート・センター提  
供会員を募集します！

提供会員になって、地域の子育て  
を支え合うお手伝い(お子さんの送  
迎・一時預かり)をしてみませんか。  
有償ボランティア(1時間 700円  
～)

**対象** あま市、大治町内在住で20歳  
以上の育児経験者、または保育士  
資格等を有する方

※養成講座の受講が必要  
**養成講座**

**日時** 5月20日(月)～22日(水)・24日(金)  
午前9時30分～午後3時15分  
5月27日(月) 午前9時30分～正午  
**場所** 美和公民館  
**定員** 15人

**申込** 5月10日(金)までに電話、また  
はメール  
養成講座無料託児有り。(生後4ヶ  
月から未就学時まで。要予約、定員  
有り)

**【メール申込】**件名「養成講座」、本文  
に「氏名、電話番号、受講日、託児の  
有無(有は名前、よみがな、生年月  
日、性別)」を記入して送信してく  
ださい。

**問合先** あまっ子はるっこ子ふあみさ  
ぽセンター事務局(七宝公民館1  
階)

※日・月曜・祝日休み  
☎462・0150  
☎462・0160  
✉ama-harufamisapo  
@clovernet.ne.jp



**令和6年度 夏休みの児童クラブ  
利用申込を受け付けます**

**対象児童** 保護者が労働等により昼  
間家庭にいない市内の小学校に就

学している児童

※利用児童が定員を超えた児童クラ  
ブは利用をお断りすることもあり  
ますのでご了承ください。  
また、学区外のクラブも利用す  
ることができませんので、詳しくは  
お問い合わせください。

**受付期間** 5月20日(月)～6月1日(土)  
**受付方法・場所**

●電子申請での申込  
二次元コードを読み取って申込  
ください。

Web <https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-ama-aichi-u/>

●紙媒体での申込  
各児童館(日曜・祝日閉館)へ直接  
提出してください。



(利用申込に関する書類は、市公式ウ  
ェブサイトから各自印刷していただ  
くか、各児童館・子ども福祉課で配布  
しています)

**受付時間** 午前9時～午後5時  
**利用期間** 7月22日(月)～8月31日(土)  
※日曜、祝日は閉所

**利用時間** 午前8時～午後6時30分  
※早朝延長利用時間(1日100円)

・午前7時30分～8時  
・午後6時30分～7時  
**負担金**

・夏休み期間中利用の方 10,000円  
・8月のみ利用の方 8,000円  
・一世帯で2人以上同時利用の場合、2人目以降の利用料金を半額免除します。

**問合先**  
七宝地区  
七宝児童館  
☎・FAX 442・2550

美和地区  
美和児童館  
☎・FAX 443・5454

甚目寺地区  
甚目寺中央児童館(甚目寺東小学校)  
☎ 442・8036

☎ 443・5461  
甚目寺北児童館(甚目寺東小学校)  
☎ 445・1367

FAX 445・0346  
甚目寺南児童館(甚目寺南小学校)  
☎ 443・1753

FAX 443・9992  
甚目寺西児童館(甚目寺西小学  
校・甚目寺小学校)

☎ 442・0083  
☎ 442・3068

子ども福祉課  
☎ 444・3173  
FAX 443・3555

# 募集



## 保育園会計年度任用職員(保育士)

### 募集

**業務内容** 保育補助業務

**賃金** 市の規定に基づき支給

**※通勤手当**は距離に応じて支給

**勤務地** 市立保育園

**勤務時間** 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

**応募資格** 保育士資格を有する方

**提出書類** 履歴書(写真貼付)、資格の写し

**※後日依頼**のときに健康診断書

## 保育園会計年度任用職員(看護師)

### 募集

**業務内容** 保育補助業務

**賃金** 市の規定に基づき支給

**※通勤手当**は距離に応じて支給

**勤務地** 市立保育園

**勤務時間** 午前8時～午後4時30分

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

**応募資格** 看護師免許を有する方

**提出書類** 履歴書(写真貼付)、資格の写し

**※後日依頼**のときに健康診断書

**提出先** 保育課

※書類提出後、面接のうえ決定します。

**問合先** 保育課

TEL 485・5988

FAX 443・2571

## パートタイム会計年度任用職員(放課後児童支援員・補助員)募集

**業務内容** 児童クラブ運営業務

**賃金** 市の規定に基づき支給

**※通勤手当**は距離に応じて支給

**勤務地** 市立放課後児童クラブ実施施設15か所

**勤務時間** 午後2時30分頃～午後7時

時

※土曜日、学校休業日等は午前7時30分～午後7時(うち6時間程度・交代制)、週3～4日

**応募資格** 放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園・小中学校教諭・社会福祉士の資格を有する方

(補助員については特になし)

**提出書類** 履歴書(写真貼付)、資格証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定します。

**問合先**

七宝地区 七宝児童館

TEL FAX 442・2550

美和地区 美和児童館

TEL FAX 443・5454

甚目寺地区 甚目寺北児童館

TEL 445・1367

FAX 445・0346

# 税



**自動車税(種別割)の納付をお忘れなく**

5月31日(金)は、自動車税(種別割)の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に對し、4月30日(火)に県税事務所から納税通知書を発送しますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください)。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります)やインターネットバンキング、一部のスマートフォン決済アプリでも納付していただけます。

なお、名義変更や廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われて

いないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

**問合先**

西尾県税事務所

TEL 0586・453170

Web <https://www.pref.aichi.jp/sos>

[hiki/zeimu/0000051633.html](http://hiki/zeimu/0000051633.html)



**障がいのある方等に対する軽自動車税(種別割)の減免手続きについて**

市では身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けている方が所有する軽自動車等で、一定の要件に該当する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

**申請手続**

減免を希望される方は、納税通知書が届きましたら、納期限までに納税通知書、車検証、運転免許証、身体障害者手帳など必要書類を添えて、税務課まで申請してください。

※先に納税をしてしまうと、減免が受けられなくなりますのでご注意ください

ください。

※障がいの程度、自動車の所有者、運転者等の要件により、減免の可否が異なりますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

問合先 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

## 教育



### 早期教育相談

県教育委員会では、子育てで気になることがある方、お子さんに障がいがあると思われる方、お子さんの就学について相談したい方などに、早期教育相談を実施します。相談は予約制で無料です。

日時 7月25日(木)

午前10時～午後4時

場所 甚目寺公民館

対象 乳幼児期(0歳以上)から令和

7年度に新1年生になる(6歳)までのお子さんとその保護者

申込 6月7日(金)までに学校教育課へお申し込みください。

問合先 学校教育課

☎444・0902

FAX 443・8210

### 特別支援学校体験入学

県教育委員会では、来年度に小・中・高等学校入学予定で、障がいを有する可能性があると思われるお子さんとその保護者を対象に、特別支援学校の様子を知っていただくため、次の学校で体験入学を行います。

●佐織特別支援学校(☎0567・37・2061/愛西市西川端町)

対象 知的発達に遅れのあるお子さん

期日 小学部 見学会5月16日(木)

小学部 体験入学9月19日(木)

(新就学児の保護者対象)

予備日9月26日(木)

小学部 見学会6月6日(木)

小学部 見学会6月6日(木)

高等部 説明会6月4日(火)

(中学校3年生対象)

高等部 見学会11月20日(水)

(中学校2年生対象)

●一宮特別支援学校(☎0586・51・2221/一宮市杉山)

対象 手足の不自由なお子さん

期日 幼稚園部 小学部

教育相談随時実施

幼稚園部 体験入学6月4日(火)

小学部 体験入学6月11日(火)

中学部 教育相談随時実施

●名古屋盲学校(☎711・0009/名古屋市中種区)

対象 目の不自由なお子さん

期日 教育相談・体験入学随時実施

サマースクール8月23日(金)

●一宮聾学校(☎0586・45・6000/一宮市大和町)

対象 耳の不自由なお子さん

期日 幼稚園部 説明会6月11日(火)

小学部 説明会6月4日(火)

中学部 説明会6月5日(水)

高等部 説明会6月6日(木)

申込・問合先 直接電話で体験入学希望の学校へ連絡

その他 各特別支援学校では、体験入学以外の日にも随時相談に応じています。

高等部 説明会7月10日(水)

(中学3年生及び保護者対象)

●大府特別支援学校(☎0562・48・5311/大府市森岡町)

対象 病気で療養しているお子さん

期日 7月9日(火)、10月23日(水)

●名古屋盲学校(☎711・0009/名古屋市中種区)

対象 目の不自由なお子さん

期日 教育相談・体験入学随時実施

サマースクール8月23日(金)

●一宮聾学校(☎0586・45・6000/一宮市大和町)

対象 耳の不自由なお子さん

期日 幼稚園部 説明会6月11日(火)

小学部 説明会6月4日(火)

中学部 説明会6月5日(水)

高等部 説明会6月6日(木)

申込・問合先 直接電話で体験入学希望の学校へ連絡

その他 各特別支援学校では、体験入学以外の日にも随時相談に応じています。

海部津島・稲沢地区県立学校合同説明会のご案内

尾西地区の県立学校が一堂に会して合同説明会を開催します。

日時 6月1日(土)

## 福祉



### 手当支給日のご案内

5月は特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給月です。5月10日(金)に振り込み予定です。ご確認ください。

問合先 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074

### 赤十字運動月間について

日本赤十字社では、毎年5月を赤十字運動月間と位置付け、事業活動を支える会員・活動資金の募集を強化しています。

赤十字の事業は、地震や豪雨などの自然災害や事故に見舞われた被災地での災害救護活動の実施、救急

午前10時30分～午後3時(予定)

場所 津島市文化会館 大ホール

申込 不要

内容 個別懇談会等

※詳細は各高等学校のウェブサイトをご覧ください。

問合先 県立美和高等学校

☎443・1700

FAX 442・3917

法をはじめとする講習会の開催など、人道的な使命に基づいた幅広いものです。こうした事業は、個人、区や町内会、法人の皆さまから寄せられる活動資金により支えられています。

令和6年度もあま市地区として活動資金を募り、こうした活動に協力してまいりますので、ご支援を賜りますようよろしくお願い致します。

**問合せ** 日本赤十字社愛知県支部あま市地区事務局(社会福祉課内)

☎444・3135  
FAX 444・1074

**軽度・中等度の難聴高齢者の方へ補聴器の購入費を助成します**

軽度・中等度の難聴高齢者に対し、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図るため、補聴器の購入にかかる費用の一部を助成します。

**対象者**(次の要件を全て満たす方)

- ①市内に住所を有する65歳以上の方
- ②聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象とならない方

③補聴器の装用により日常生活の改善等の効果が期待できると医師により判断された方

④市町村民税が非課税である世帯に

属する方

⑤補聴器の購入に係る他の助成を受けたことがない方

**助成額**

補聴器の購入費の2分の1に相当する額(上限3万円)を1人につき1回に限り助成します。

申請手続きや必要書類など、詳細についてはお問合せください。

なお、事前申請の制度となりますので、必ず購入前にご相談ください。

**問合せ** 高齢福祉課

☎444・3141  
FAX 443・3555

**障がい手当のご案内  
特別児童扶養手当**

《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を監護、養育されている方

①1Q35以下または身体障害者手帳1、2級程度の方

月額 55,350円

②1Q50以下程度、または身体障害者手帳3級程度の方

月額 36,860円

※認定は診断書の内容で判定されます。(手帳の写しによる申請が可能 な場合もあります)

※障がい名で手当に該当する場合は

あります。ご相談ください。

**障害児福祉手当**

《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児

①身体障害者手帳1級程度の方

②1Q20以下の方

③上記と同程度の障がい、または病状で、常時介護が必要な方

※認定は診断書の内容で判定されます。(手帳の内容によっては、省略できる場合もあります)

【国制度】月額 15,690円

【県制度】次の方は、県から加算がつきます。

・身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳A判定の方(1Qのみ)

月額 6,900円

・身体障害者手帳1、2級、または療育手帳A判定の方(1Qのみ)

月額 1,150円

**特別障害者手当**

《支給対象者》次のいずれかに該当する20歳以上で重度の障がい者

①身体障害者手帳1、2級程度の障がい者を重複して有する方

②身体障害者手帳1、2級程度、または1Q20以下もしくは、これと同程度の障がい、または病状を有する方で日常生活においてほぼ全面的に介護が必要な方

※その他該当要件があります。

※認定は診断書の内容で判定されます。(手帳の内容によっては、省略できる場合もあります)

※手帳をお持ちでない方でも要介護5または4の方は該当する場合があります。

【国制度】月額 28,840円

【県制度】次の方は、県から加算がつきます。

・身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳A判定の方(1Qのみ)

月額 6,850円

・身体障害者手帳1、2級、または療育手帳A判定の方(1Qのみ)

月額 1,050円

**愛知県在宅重度障害者手当**

《支給対象者》次のいずれかに該当する障がい者

1種：身体障害者手帳1、2級かつ1Q35以下の方

月額 15,500円

2種：身体障害者手帳1、2級、または1Q35以下・身体障害者手帳3級かつ1Q50以下の方

月額 6,750円

※65歳以上で初めて手帳取得した方を除きます。

**あま市心身障害者扶助料**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障

害者保健福祉手帳の交付を受けた方にはその等級に応じて手当が支給されます。ただし、施設入所者（介護入院を含む）は除きます。

**各手当について**

※所得制限がある手当もあります。  
 ※支給対象者であっても手当によって支給に制限があります。（施設入所、継続して3か月を超える入院など）

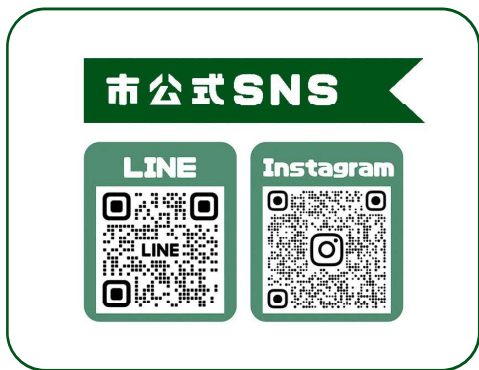
※制限理由がなくなった場合は、再度申請していただければ受給できます。

※詳しくはお問い合わせください。

**問合先** 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074



## 5月の福祉ショップ「あま結び」出店情報

市内障害福祉サービス事業所等で作った食べ物やグッズを市役所1階エントランスで販売します。ぜひお立ち寄りください。

日時	出店事業所	販売品
5月15日(水) 午前11時~午後1時	くろーばー(就労継続支援B型)	クラフトバンドかご、ストラップ、アイロンビーズ、クリップ、メモ帳
	ている(生活介護)	花苗、花鉢、ドライフルーツ、焼き菓子

問合先 障がい福祉課 ☎485・5980 FAX444・1074

## 環境・衛生



5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)

- ごみ減量・リサイクル推進週間
- ごみ散乱防止強調週間

●全国「ごみ不法投棄監視ウィーク」

**「ごみの減量化・4Rの実行」**

「ごみを少しでも減らすには、ごみ減量のポイントである「4R」を実行することが大切です。

- ① Reduce (リデュース)  
 不要なものを買わず、断ることです。買いたくものときは、本当に必要なものか、考えてみましょう。
- ② Reuse (リデュース)  
 ごみを減らすことです。洗剤やシャンプーなどは詰め替えのできる商品を選びましょう。
- ③ Reuse (リユース)  
 まだ使えるものを繰り返し使うことです。何度も使える容器を使ったり、他の人にゆずったりして使ってもらいましょう。
- ④ Recycle (リサイクル)  
 資源としてまた利用することで、資源となりそうなものは、分別と出し方のルールを守って、排出しましょう。

**「ごみのない、きれいなまちに」**

「ごみをポイ捨てされることは、誰にとつても気持ちのよいものではないはず。一人ひとりが次のことを心がけ、みんなできれいなまちづくりをしましょう。

- ①自分で出したごみは持ち帰り、公共の場所や私有地に捨てないようにしましょう。
- ②ポイ捨て防止のために、所有する空き地などは草刈りや見回りなどをして適切に管理しましょう。
- ③たばこは、灰皿のあるところで吸うか携帯灰皿を使って吸いましょう。

**「不法投棄は犯罪です」**

「ごみを不法投棄すると、法律では「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」が科せられます。」「ポイ捨て」も不法投棄です。不法投棄は絶対に行わないようにしましょう。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

**5月10日~16日は愛鳥週間**

愛鳥週間は、野鳥を保護し、愛鳥思想を広く国民に普及するために定め

られたものです。この機会に鳥との適切な付き合い方を学びましょう。野鳥は法律で保護されています

野鳥は「鳥獣保護管理法」により、国や都道府県などの許可を得ることなく捕まえてはいけないことになっています。例えば、近くに飛んで来たスズメを捕まえて飼うだけで法律違反となりますので、ご注意ください。

野鳥はあくまで野生動物なので、少し距離をおいて彼らの姿を見守ってあげることが大切です。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

**犬や猫の飼い方について**

**散歩のときは必ずふんの後始末を**

散歩は犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園等では、そのままの状態になっていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしっかりと行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

**鳴き声に注意を**

昼夜を問わない犬の鳴き声の苦情

も多く寄せられています。飼い主にとっては気にならなくても、不快に感じる人もいます。周囲の住宅環境を考え、近隣の迷惑にならないように、普段から正しいしつけをしておきましょう。

**猫にもしつけを**

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、他の家でふんをしたりして迷惑をかけることがあります。

平面の運動が少なくても、上下運動のできる遊び場があれば猫のストレス解消になります。また、室内飼いによって、無用な繁殖や病気、不慮の事故を防ぐことができます。

ペットは家族の大切な一員です。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主一人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

**防犯**

**空き巣にご注意を！**

令和5年の市内での侵入盗の認知件数は住宅を対象とした侵入盗が24

件、事務所荒らしなどその他の侵入盗が21件発生しております。地域で犯罪抑止に努めましょう。

【ドロボウに狙われないための防犯対策】

●夜間、門灯や玄関灯で自宅周囲を明るくしましょう。

●就寝時やちょっとした外出時でも必ず玄関・窓を施錠するよう心がけましょう。

●補助錠を活用し、二重ロックを徹底しましょう。

●防犯啓発プレートを自宅の道路から見える位置に掲げるのも有効です。プレートは危機管理課にて配布しております。

問合先 危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和6年2月中認知件数	前月比
侵入盗(空き巣など)	3件	△3件
乗物盗(自動車盗など)	7件	△4件
非侵入盗(車上ねらいなど)	9件	△2件
計	19件	△9件

問合先 危機管理課  
☎444・0862 FAX441・8330

**防災**

**あま市防災情報メール登録のご案内**

市では、災害時における避難所の開設、避難指示等の情報を携帯電話のメールサービス「あま市防災情報メール」により配信しています。

より確実に情報を伝えることができますので、まだ登録をされていない方はぜひ、ご登録いただけますようお願いいたします。



**登録先メールアドレス及び登録方法**

☒ [bousai.ama-city@taijien.kaiwork.jp](mailto:bousai.ama-city@taijien.kaiwork.jp)

①携帯電話等の新規メールに宛先を入力し空メールを送信してください。件名・本文は必要ありませんので、宛先のみ入力してください。

②返信されたメール内のアドレスにアクセスし、登録してください。

※空メールが送信できない場合は本文に何か1文字入力してください。

※受信設定をしている方はドメイン指定を解除してください。

※登録ができない場合は、危機管理課へお問い合わせください。

問合先 危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330